

議案第9号

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のと
おり制定する。

令和4年2月25日提出

加西市長 西村 和平

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例

加西市学校給食センターの設置及び運営に関する条例（昭和42年加西市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(審議資料)

子育て世帯の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備するため、令和4年4月から児童生徒の学校給食費の無償化を実施することについて、所要の改正を行うもの。